

滋賀県バス・タクシー生産性向上・運転士確保支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県内乗合事業者および乗用事業者（以下「乗合事業者等」という。）の運転士確保に向けた魅力ある職場づくりを図るため、乗合事業等の生産性の向上に要する経費に対し、令和8年度に限り予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乗合事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (2) 乗用事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (3) 路線定期運行 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号に規定する路線を定めて運行する形態をいう。
- (4) 民間路線バス 乗合事業者が事業主体となり、運行ルートや運行時刻等を決め、運行する乗合バス
- (5) コミュニティバス 市町が道路運送法第79条の登録を受けて運行する乗合バス、および市町が事業主体となり、運行ルートや運行時刻等を決め、乗合事業者に運行を依頼している乗合バス
- (6) デマンドタクシー 市町が道路運送法第79条の登録を受けて運行する乗合タクシーおよび市町が事業主体となり、運行ルートや運行時刻等を決め、乗合事業者に運行を依頼している乗合タクシーであり、予約を受けて運行するものをいう。
- (7) 乗用タクシー 乗用事業者が事業主体となり、事業の用に供する自動車で、当該自動車による運送の引受けが営業所のみにおいて行われるハイヤー以外のものをいう。
- (8) 県内中小企業者 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者で、県内に事務所または事業所を有する者をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助の対象事業者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 県内で運行を行う乗合事業者等
- (2) 乗合事業または乗用事業の運転士確保のため令和8年度に労働環境改善の取組を行う者

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、前条の補助対象事業者（以下「事業者」という。）が実施する乗合事業等の生産性を向上させる事業とし、補助対象経費、補助率および補助額の限度額は、事業者が運行する乗合事業または乗用事業の主たる運行形態別に、別表1および別表2のとおりとする。

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、交付決定日から令和9年3月10日までとする。

(補助金の交付申請)

第6条 事業者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、滋賀県バス・タクシー生産性向上・運転士確保支援事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（兼補助金計算書）（別記様式第2号）
- (2) 魅力ある職場づくりに向けた取組計画書（別記様式第3号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による交付申請があった場合において、審査の上、これを適当と認めるときは、速やかに補助金の交付決定を行い、別記様式第4号により事業者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 事業者は、前条の規定による補助金の交付決定通知を受けた場合において、補助事業の内容を変更し、もしくは中止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、事業内容の変更を伴わず、補助金の額のみを軽微な変更（20パーセント未満の減額）の場合については、この限りではない。

2 知事は、前項の承認をする場合においては、必要に応じ、交付決定の内容を変更することができる。

(実績報告)

第9条 事業者は、補助事業および別記様式第3号による労働環境改善の取組の両方が完了したとき、および第8条第1項の規定による補助事業の中止または廃止の承認を受けたときは、その日から30日を経過した日または令和9年3月10日のいずれか早い日までに実績報告書（別記様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（兼補助額計算書）（別記様式第6号）
- (2) 魅力ある職場づくりに向けた取組報告書（別記様式第7号）
- (3) その他知事が必要と認めた書類

2 第6条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(額の確定)

第10条 知事は、前条の規定による実績報告があった場合において、審査の上、これを適当と認めるときは、速やかに補助金の額の確定を行い、別記様式第8号により事業者に通知するものとする。

(関係書類の保存期間)

第11条 事業者は、補助事業に係る帳簿および証拠書類を、当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、事業により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められた資産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない資産には、知事に別途協議し定める期間内）を経過する日までのいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（別記様式第9号）を知事に提出しなければならない。なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(財産の管理および処分)

第13条 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、台帳を備え管理しなければならない。

3 取得財産等については、大蔵省令に定められた資産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない資産には、知事に別途協議し定める期間内）を経過するまで、知事の承認を受けずに、この県補助対象事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄（以下、「財産処分」とする）してはならない。

4 補助事業者は、取得財産等を財産処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（別記様式第10号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

5 知事は、前項の財産処分の承認にあたっては、提出を受け付けた日から30日以内に行うものとする。

6 知事は、第4項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る資産処分等により収入があったときは、その収入の全部または一部を県に納付させることができる。

(標準処理期間)

第14条 第7条の規定による補助金等の交付の決定は、第6条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。

2 第10条の規定による補助金の額の確定は、第9条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第15条 事業者は、第6条第1項、第8条第1項、第9条第1項、第12条および第13条第4項の規定による交付申請および実績報告等については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

付 則

この要綱は、令和6年5月13日から施行し、令和6年度分の補助事業に適用する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の補助事業に適用する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の補助事業に適用する。

別表 1（第 4 条関係）

補助対象経費および補助率は、事業者が実施する乗合事業または乗用事業の主な運行形態別に、以下のとおりとする。

【補助対象経費および補助率】

補助対象事業	運行形態区分	補助対象経費	補助率
広域バス生産性向上・運転士確保支援事業	民間路線バス	デジタル活用を軸とした多様な人材の活躍に向けた採用広報・研修等に要する経費（多様な人材採用にかかる広報、DX人材育成の研修、外部キャリアコンサルタント委託等）	1 / 2
		デジタル化・DX等による乗合バスの利便性向上・利用促進に要する経費（Ma a Sアプリ導入、デジタルチケットの販売、地域と連携したPR事業の開催、プロモーション事業、サブスクリプション型運賃の導入・検討等）	
		乗合バスの事業効率化に要する経費（運行管理システム、乗車日報自動作成システムの導入等）	
地域内バス等生産性向上・運転士確保支援事業	コミュニティバス デマンドタクシー	乗合事業の運転士確保に要する経費（就職説明会の開催、人材確保の広報、営業の環境改善（ただし修繕更新は除く）等）	1 / 2
タクシー生産性向上・運転士確保支援事業	乗用タクシー	乗用事業の運転士確保に要する経費（就職説明会の開催、人材確保の広報、営業の環境改善（ただし修繕更新は除く）等）	1 / 2

（注）

1. 次に掲げる経費は補助対象外とする。
 - (1) 従前から実施してきている企画やイベントにかかる経費（ただし、従前のイベントに関連して行う新規事業については、対象となり得る。）
 - (2) 特定の個人に対する給付経費およびそれに類するもの（例 イベント参加者に対する旅費、金券・企画クーポン券発行費、自動車運転二種免許等資格取得助成費 等）
 - (3) 国庫補助金を受けているまたは受けることが確定している経費
 - (4) 運行形態区分「民間路線バス」の補助対象経費でハード整備にあたる経費
2. 運行形態区分「コミュニティバス」、「デマンドタクシー」の交付申請は、県内中小企業者に限るものとする。
3. 複数の運行形態区分を併用して交付申請することはできない（ただし、同一運行形態区分においては、複数の補助対象経費を合わせて申請することはできる。）。

別表2（第4条関係）

補助額の限度額は、事業者が運行する主な運行形態別に、補助限度額のとおりとする。ただし、補助対象経費に係る取組を加速化させて実施すると認められる事業は、補助限度額を引き上げるものとする。

なお、加速化させて実施するとは、新たな取組や見直しを行う等により拡充して実施するものを指し、従前の取組から変更がないものや経費の増加がないものは加速化して実施するものとして認めない。

【補助額の限度額（千円）】

1. 民間路線バス

令和5年3月31日時点 乗合バス運転士数	補助限度額
15人以下	400（800）
16人～30人	600（1,200）
31人～45人	800（1,600）
46人～60人	1,000（2,000）
61人～75人	1,200（2,400）
76人～195人	1,400（2,800）
196人以上	3,400（6,800）

※補助対象経費に係る取組を加速化させて実施すると認められる事業について、補助上限額を（）内のおり引き上げる。

※路線の移管等があった場合は、協議により補助限度額を定める。

2. コミュニティバス

令和5年3月31日時点 乗合バス運転士数	補助限度額
15人以下	200（400）
16人～30人	400（800）
31人以上	600（1,200）

※補助対象経費に係る取組を加速化させて実施すると認められる事業について、補助上限額を（）内のおり引き上げる。

※路線の移管等があった場合は、協議により補助限度額を定める。

3. 乗用タクシー・デマンドタクシー

乗用タクシー・デマンドタクシー事業の運転士数に関わらず、以下のとおりとする。

補助限度額	200（400）
-------	----------

※補助対象経費に係る取組を加速化させて実施すると認められる事業について、補助上限額を（）内のおり引き上げる。

別記様式第2号（第6条関係）

事業計画書（兼補助額計算書）

1 事業の目的

2 事業内容

項目	概要	事業開始予定日	事業完了予定日	事業経費
				小計

3 補助所要額

事業経費 (A)	補助率 (B)	補助所要額 (A × B)
	1/2	①

4 補助限度額

運行形態	令和5年3月31日時点 乗合事業運転士数(人)	取組を加速化さ せる場合	限度額※
1 民間路線バス 2 コミュニティバス 3 デマンドタクシー 4 乗用タクシー			②

※限度額は、別表2【補助額の限度額】に規定する運行形態別の補助限度額を転記すること。

魅力ある職場づくりに向けた取組計画書

1 運転士人数について（令和8年4月1日時点）

運転士数	人
不足人数	人

※ 不足人数は、全体の乗合事業仕業数等に対して、不足する人数を記載すること。

2 魅力ある職場づくりに向けた実施する取組

取組名	改善内容

※ 補助事業の実施による乗合事業等の生産性向上を踏まえて、補助対象期間（交付決定日～令和9年3月10日）中に実施しようとする労働環境改善の取組を記載すること。

【参考事例】

〔職場環境の改善〕 女性専用休憩室の整備、新人研修制度の充実化、健康管理体制の充実化、従業員表彰制度の導入、事務のデジタル化 等
〔勤務体系の改善〕 フレックスタイム制の導入、産休・育児支援制度の充実化、短時間勤務制度の充実、長時間労働の改善、計画的な年休制度の導入、等
〔待遇の改善〕 運転士賃金制度の見直し、新規採用者への入社祝い金 等

3 実施計画

実施日	内容
令和 年 月 日	

年 月 日

様

滋賀県知事

滋賀県バス・タクシー生産性向上・運転士確保支援事業費補助金の交付決定について（通知）

年 月 日付け 第 号で申請のあった標記補助金については、滋賀県バス・タクシー生産性向上・運転士確保支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

記

交付決定額 金 _____ 円

番
年 月 日
号

滋賀県知事 へ

申請者 住所

氏名（法人にあつては名称
および代表者の氏名）

発行責任者・担当者 氏名

連絡先

滋賀県バス・タクシー生産性向上・運転士確保支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあつた標記補助金にかかる事業が完了したので、滋賀県バス・タクシー生産性向上・運転士確保支援事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により関係書類を添えてその実績を報告します。

関係書類

- （1）実績報告書（兼補助額計算書）（別記様式第6号）
- （2）魅力ある職場づくりに向けた取組報告書（別記様式第7号）
- （3）その他知事が必要と認める書類

実績報告書（兼補助額計算書）

1 事業の目的

2 事業内容

項 目	概 要	事業開始日	事業完了日	事業経費
				小計

3 補助所要額

事業経費 (A)	補助率 (B)	補助所要額 (A × B)
	1/2	①

4 補助限度額

運行形態	令和5年3月31日時点 乗合事業運転士数(人)	取組を加速化さ せるもの	限度額※
1 民間路線バス 2 コミュニティバス 3 デマンドタクシー 4 乗用タクシー			②

※限度額は、別表2【補助額の限度額】に規定する運行形態別の補助限度額を転記すること。

番 年 月 号
年 月 日

様

滋賀県知事

滋賀県バス・タクシー生産性向上・運転士確保支援事業費補助金の額の確定について（通知）

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった標記補助金については、滋賀県バス・タクシー生産性向上・運転士確保支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金確定額 金 _____ 円

番 年 月 号
年 月 日

（宛先）

滋賀県知事

申請者 住所
氏名（法人にあつては名称
および代表者の氏名）
発行責任者・担当者 氏名
連絡先

滋賀県バス・タクシー生産性向上・運転士確保支援事業費補助金の
消費税等仕入れ控除税額報告書

年 月 日付け滋交まち第 号で交付決定通知があつた滋賀県バス・タクシー
生産性向上・運転士確保支援事業費補助金について、滋賀県バス・タクシー生産性向上・運転士確
保支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--------------------------------|---|---|
| 1. 年 月 日付滋交まち第 号による補助金の額の確定通知額 | 金 | 円 |
| 2. 実績報告時に減額した消費税等仕入れ控除税額 | 金 | 円 |
| 3. 消費税等の申告により確定した消費税等仕入れ控除税額 | 金 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

番 号
年 月 日

（宛先）

滋賀県知事

申請者 住所

氏名（法人にあつては名称
および代表者の氏名）

発行責任者・担当者 氏名

連絡先

滋賀県バス・タクシー生産性向上・運転士確保支援事業費補助金に係る財産処分承認申請書

令和 年滋賀県バス・タクシー生産性向上・運転士確保支援事業費補助金により取得した財産を下記のとおり処分したいので、滋賀県バス・タクシー生産性向上・運転士確保支援事業費補助金交付要綱第 13 条の規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 処分する財産の品目及び取得年月日
2. 取得価格及び時価
3. 処分の内容（有償・無償の別も記載のこと）及び処分予定日
処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）
処分の内容：
処分予定日：
処分の相手方：
4. 処分の理由

※当該補助対象財産の図面（補助対象部分、面積を明記したもの）、仕様書及び写真等を添付すること